

条約等基本通達改正

新	旧
第1章 二国間条約	第1章 二国間条約
1 - 1 通商関係条約	1 - 1 通商関係条約
(1) 我が国との間に締結されている通商航海関係を規律した二国間条約又は協定(新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(後記3-1)及び経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(後記3-2))を除く。以下本項において「条約」という。)で関税関係条項を含むものは、別紙1のとおりであるが、これらの条項に基づく関税率の適用については、次による。なお、関税率以外の関税関係条項の実施に当たつては、国内法令どおり取り扱つて差し支えない。 イ 条約の相手国のうち、アルゼンティン、オーストラリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、 <u>中華人民共和国</u> 、キューバ、デンマーク、エル・サルバドル、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハイティ、ハンガリー、インド、インドネシア、ルクセンブルグ、マレーシア、メキシコ、オランダ、 <u>ニュージーランド</u> 、ノールウェー、パキスタン、ペルー、フィリピン、ポーランド、ルーマニア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、連合王国、アメリカ合衆国及びウルグアイの各国に対しては、関税法基本通達3-3(協定税率を適用する国)の規定に従つて直接「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ譲定書に附属する議許表の第三十八表の日本国譲許表に掲げる税率(以下「ガット税率」という。)」を適用する。 ロ 条約の相手国のうちアルメニア、ベラルーシ、マケドニア旧ユーゴースラヴィア共和国、カザフスタン、キルギス、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ、ウズベキスタン及びユーゴースラヴィア連邦共和国については、条約中の関税に関する最惠国条項に基づいてガット税率と同一の税率を適用することとなるので、関税法基本通達3-3(協定税率を適用する国)に従つて処理する。	(1) 我が国との間に締結されている通商航海関係を規律した二国間条約又は協定(後記3-1(新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定)に規定するシンガポール協定)を除く。以下本項において「条約」という。)で関税関係条項を含むものは、別紙1のとおりであるが、これらの条項に基づく関税率の適用については、次による。なお、関税率以外の関税関係条項の実施に当たつては、国内法令どおり取り扱つて差し支えない。 イ 条約の相手国のうち、アルゼンティン、オーストラリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、キューバ、デンマーク、エル・サルバドル、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハイティ、ハンガリー、インド、インドネシア、ルクセンブルグ、マレーシア、メキシコ、オランダ、 <u>ニュー・ジーランド</u> 、ノールウェー、パキスタン、ペルー、フィリピン、ポーランド、ルーマニア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、連合王国、アメリカ合衆国及びウルグアイの各国に対しては、関税法基本通達3-3(協定税率を適用する国)の規定に従つて直接「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ譲定書に附属する議許表の第三十八表の日本国譲許表に掲げる税率(以下「ガット税率」という。)」を適用する。 ロ 条約の相手国のうちアルメニア、ベラルーシ、マケドニア旧ユーゴースラヴィア共和国、カザフスタン、キルギス、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ、ウズベキスタン及びユーゴースラヴィア連邦共和国については、条約中の関税に関する最惠国条項に基づいてガット税率と同一の税率を適用することとなるので、関税法基本通達3-3(協定税率を適用する国)に従つて処理する。
(2) (同左)	(2) (同左)
第3章 自由貿易協定	第3章 自由貿易協定
3 1 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(平成14年条約第1号) この協定の実施に当たり、同協定に基づくシンガポール产品に対する税率(シンガポール税率)	3 1 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(平成14年条約第1号) この協定の実施に当たり、同協定に基づくシンガポール产品に対する税率(シンガポール税率)

条約等基本通達改正

新	旧
<p>及び原産地認定基準並びに積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書((条約による特別規定))の規定により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類の提出等の手続規定については、関税法施行令第61条第1項第2号((シンガポール協定原産地証明書))に規定があるので、その実施に当たつては、これらの規定どおり取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）</p> <p><u>3_2 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第8号）</u></p> <p><u>この協定の実施に当たり、同協定に基づくメキシコ产品に対する税率（メキシコ税率）及び同協定第4章((原産地規則))において定める原産地規則並びに同協定第39条、第44条、第48条及び第49条((原産地証明書・原产品であることについての確認・輸送中の产品又は蔵置されている产品・定義))の規定において定めるメキシコ協定原産地証明書及び税関手続については、関税法第3条ただし書((条約による特別規定))の規定により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類の提出等の手続規定については、関税法施行令第61条第1項第3号((メキシコ協定原産地証明書))に規定があるので、その実施に当たつては、これらの規定どおり取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）</u></p> <p><u>なお、同協定第165条((合同委員会))に規定する合同委員会が協定発効の日に採択する同協定第10条((統一規則))に規定する統一規則の附属書2-B(List of Specifically Described Goods)に記載された貨物である場合、メキシコ税率の適用を受けるためには、同協定第4章及び同協定附属書4((品目別原産地規則))に規定する要件を満たし、かつ、当該貨物に係る統一規則の附属書2-Bに記載された記述（品名）がメキシコ協定原産地証明書の「6. Description of goods」の欄に記載されなければならないこととなつている。したがつて、輸入申告に係るメキシコからの貨物が統一規則の附属書2-Bに記載されているものである場合には、当該貨物に係る同附属書2-Bに記載された記述（品名）がメキシコ協定原産地証明書の「6. Description of goods」の欄に記載されているか否かを確認する必要があるので、留意する。</u></p>	<p>及び原産地認定基準並びに積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書((条約による特別規定))の規定により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類の提出等の手続規定については、関税法施行令第61条第1項第2号((シンガポール原産地証明書))に規定があるので、その実施に当たつては、これらの規定どおり取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）</p> <p style="text-align: right;">（新規）</p>